

総務財政委員会
(地域協働局)
令和8年9月15日

外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の 実現に関する施策の実施状況

目 次

1	はじめに	
2	相談体制の整備（第4条関係）	
	（1）在住外国人向けの相談窓口	・ ・ ・ ・ ・ P. 6
	（2）人権相談窓口	・ ・ ・ ・ ・ P. 7
3	教育の充実等（第5条関係）	
	（1）多文化共生教育の推進	・ ・ ・ ・ ・ P. 7
4	啓発活動等（第6条関係）	
	（1）人権に関する啓発	・ ・ ・ ・ ・ P. 8
	（2）多文化理解・交流の促進	・ ・ ・ ・ ・ P. 8
5	情報提供（第7条関係）	
	（1）多言語による情報提供	・ ・ ・ ・ ・ P. 9
	（2）新規転入者への情報提供	・ ・ ・ ・ ・ P. 10
	（3）市内外国人関連団体との連携	・ ・ ・ ・ ・ P. 10
参考	神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例	・ ・ P. 13

1 はじめに

「神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例（令和２年４月１日施行）」第９条に基づき、本市における施策の実施状況について報告する。

2 相談体制の整備（第４条関係）

（１）在住外国人向けの相談窓口

① 在住外国人向けワンストップ相談窓口（公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター）

神戸で生活する外国人が、日常生活や行政手続きを行う上で困った時に支援するため、神戸国際コミュニティセンターにおいて、多言語によるワンストップ相談窓口を運営した。

また、差別等に関する相談があった際は、市の人権相談窓口や法務省神戸地方法務局の「外国人のための人権相談」を案内するとともに、必要に応じて相談時の通訳支援を行う。

ア 実施方法

- ・月曜から金曜（対応言語により異なる）
- ・10:00～12:00、13:00～17:00
- ・電話、面談等により、日常生活に関する相談、市政に関する情報及び生活上の様々な情報を多言語で提供。
- ・対応言語：12言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語 ※必要に応じてウクライナ語も対応）

イ 2025年（令和7年）度実績

生活相談 2,435件、専門相談 64件、三者通訳 200件、同行通訳 47件

相談内容	件数
KICC（日本語学習、ボランティア・施設等に係るもの）	988
生活情報	304
国際交流・海外情報	16
住民手続	147
教育	80
福祉・子育て	170
仕事探し・労働問題	74
在留資格	214
翻訳・通訳	261
トラブル	57
その他	118
研修	3
災害通訳	3
合計	2,435

② 外国人相談窓口（中央区役所）

在住外国人が市内で最も多い中央区において、2019 年（平成 31 年）4 月に多言語対応の外国人相談窓口を設置した。英語・中国語に対応可能なスタッフが転入時の生活情報の提供や区役所所管業務に関する相談・書類作成の支援のほか、在留期間の更新許可や職業相談など、区役所以外での手続きに関しても届け出先の案内や専門相談機関の紹介を行っており、タブレットによるテレビ電話通訳サービスも活用することで、18 言語対応（うち 2 言語は事前予約制）が可能となっている。

ア 2025 年（令和 7 年）度利用実績
利用人数 2,404 人（延べ）

（2）人権相談窓口（市役所 1 号館 8 階）

① 一般的な人権相談窓口

相談窓口において、人権相談を実施した。

ア 実施方法

月曜から金曜（祝日、12/29～1/3 を除く） 8:45～12:00、13:00～17:30

電話、面談等での相談に対して、5 人の職員で対応

イ 2025 年（令和 7 年）度実績

外国人の人権に関する相談 4 件

② 弁護士による法律相談窓口

差別を受けて困っている方が専門相談を受けられるよう、弁護士による法律相談窓口を運営した。2022 年（令和 4 年）1 月より相談案内の多言語化を行い、市ホームページに掲載したほか、通訳支援サービスの活用により、多言語での相談にも対応が可能となっている。

ア 実施方法

毎月第 3 火曜日（13:30～16:30）に実施。

兵庫県弁護士会所属弁護士（1 名）が市役所で相談を受け付け。

イ 2025 年（令和 7 年）度実績

外国人の人権に関する相談 1 件

3 教育の充実等（第 5 条関係）

（1）多文化共生教育の推進

① 外国人講師による国際理解教育の推進

小学校では、在住外国人等を講師として招き、講師の出身国（地域）の文化の紹介や体験活動を通して交流を行う「One World プログラム」などを実施し、様々な国の人々と触れ合う機会を通じ、異なる生活習慣や文化の違いを理解し尊重する児童の意識の醸成に努めた。

中学校では、全校生に配布する神戸市独自の人権教育資料「あすへの飛翔」を活用し、多文化共生社会の実現について考える授業や、自校に在籍する外国人英語指導助手（ALT）から話を聞き、文化や生活の違いを学んだりする取組などを通じ、国際理解教育の推進に努めた。

② 多文化共生教育推進校連絡会

外国にルーツのある児童生徒が多数在籍している学校を「多文化共生教育推進校」として指定し、推進校の教育活動報告会、授業公開・研修会を実施し、実践の成果を市内各校に発信することとで、多文化共生教育の推進に努めた。

ア 2025 年（令和 7 年）度実績

- ・指定校 … 小学校 7 校、中学校 5 校
- ・連絡会 … 推進校研修会 2025 年 6 月 19 日
 講演会 2025 年 10 月 3 日
 授業公開 2025 年 11 月 25 日（こうべ小学校）

4 啓発活動等（第 6 条関係）

（1）人権に関する啓発

① 「心かよわす親子映画大会」開催

親子向け映画（F L Y!）の上映と併せて、法務省作成の人権啓発動画「ヘイトスピーチ、許さない。」ほかを上映した。

ア 2025 年（令和 7 年）度実績

8 月 1 日開催 参加者 641 人

② 「心かよわす市民のつどい」開催

笑福亭鉄瓶氏（落語家）による心かよわす落語会「生きた先に」を開催した。

ア 2025 年（令和 7 年）度実績

8 月 22 日開催 参加者 220 人

10 月 8 日～同年 11 月 7 日 WEB 配信 視聴回数 447 回

③ その他

ア 8 月 4 日～17 日の間、さんちか夢広場デジタルサイネージで動画を放映し、本条例の周知を図った。

イ 12 月の人権週間を中心に、市営地下鉄三宮駅等のデジタルサイネージで動画を放映したほか、各区で人権啓発パネルを掲示し、本条例の周知を図った。

ウ 条例内容の周知を図るため、市ホームページに条例の多言語訳（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）を掲載している。

（2）多文化理解・交流の促進

多様な文化的背景をもつ住民の相互理解を促進するため、各種交流・相互理解事業を実施した。

① 神戸国際コミュニティセンター交流スペースにおける交流・相互理解事業

神戸国際コミュニティセンターの交流スペースにおいて、外国人支援団体や大学等と連携し、各種交流事業を実施した。

ア 2025 年（令和 7 年）度実績

連携先・実施内容：

○神戸常盤大学（2021 年 8 月 26 日 包括連携協定書を締結）

- ・国際交流イベント（多文化子育てサロン）
- 日本経済大学神戸三宮キャンパス（2021年8月31日 連携に関する確認書を締結）
 - ・キャリアサポート支援
 - ・留学生による異文化交流イベント（バングラデシュとネパールに関するイベント、防災に関するイベント 等）
- 特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター
 - ・ランタンづくりワークショップ
- Tabunko Kobe（多文化共生をテーマに子供の学習支援や交流活動を行う団体）
 - ・Coffee Talk
- ② ふたば国際プラザにおける交流・相互理解事業

「地域とともに進める多文化共生の拠点施設」であるふたば国際プラザにおいて、各種事業を実施した。

ア 2025年（令和7年）度実績

実施内容： 〔 〕内は参加実績

 - ・交流・相互理解事業〔2,873人〕
 - ・交流スペースの提供〔35団体、534回〕
 - ・児童国際理解教育〔児童館32館〕
- ③ 神戸市多文化交流員

市内の外国人留学生等を多文化交流員に任命し、多文化共生イベントへ派遣することで、地域の日本人との交流・相互理解を促進した。

ア 2025年（令和7年）派遣実績

登録人数：130名、22言語

派遣先：

 - ・夏祭り
 - ・もちつき大会
 - ・クリーン活動
 - ・小学校での出前授業
 - ・地域での交流イベント など

5 情報提供（第7条関係）

（1）多言語による情報提供

日本語が苦手な在住外国人にも、日本で生活する上で必要となる情報を提供するため、やさしい日本語のほか、多言語による情報発信に取り組んだ。

① 「神戸リビングガイド」の運営

神戸国際コミュニティセンターのホームページにおいて、人権の相談窓口に関する情報を含む、最新の生活情報・行政情報を12言語で提供した。その他、SNS（Facebook）を活用した多言語による情報発信を行っている。

ア 対応言語

12 言語（やさしい日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

イ 掲載内容例

- ・日常生活相談窓口や生活支援事業
- ・一般的な生活情報（電気・ガス・水道、ゴミ出し）
- ・行政情報（健康保険、子育て、教育、各種行政手続き等）



ウ 2025 年（令和 7 年）度実績

約 7,600 アクセス/月

② 行政情報の多言語翻訳

神戸国際コミュニティセンターとも連携し、在住外国人に必要となる市政情報の多言語対応を実施した。

ア 対応言語

10 言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

イ 翻訳対応例

- ・駅内案内サイン
- ・税関連の申請書
- ・多言語版広報紙 KOBE

ウ 2025 年（令和 7 年）度実績

314 件（依頼件数 122 件）

③ やさしい日本語の活用推進

やさしい日本語の活用を推進するため、地域協働局において、在住外国人への情報提供を行う庁内所属からの相談を受け付けるとともに、庁内外に研修を実施し、啓発を行った。

ア 2025 年（令和 7 年）度実績

区役所職員向け研修 25 回開催、441 人受講

（2）新規転入者への情報提供

① 区役所における情報提供

2024（令和 6 年）年 9 月以降、外国人転入者向けに全市統一の生活情報の効果的な案内チラシを作成し、全区役所・支所で配布している。

【掲載内容】

- ・KOBE Free Wi-Fi
- ・神戸で安心・安全に暮らすためのお知らせ（警察、消防、救急、医療、災害情報）
- ・生活情報や相談場所（KICC、外国人支援団体の紹介、多言語広報紙等）



- ・地域で仲良く暮らすためのルール
(ごみの出し方、自転車のルール)

② 拠点型初期日本語指導教室と連携した生活ガイダンス

拠点型初期日本語指導教室に児童の送迎を行う外国人保護者（新渡日を想定）を対象に、日本の学校制度や生活ルールに関するガイダンスを実施。

ア 実施内容

- ・外国ルーツの児童・生徒の教育に関するよくある課題と対応方法の紹介
- ・外国ルーツの児童・生徒としての経験がある当人や、その保護者による事例紹介・談話
- ・地域生活にあたり最低限必要となる情報・知識の説明
(防災、医療アクセス、生活ルール（ごみ出し、騒音、交通ルール）)
- ・地域生活や教育に関して困ったときの相談先の紹介
(教育委員会、学校、(公財)神戸国際コミュニティセンター、外国人支援団体・コミュニティ等)
- ・その他、参加者からの質疑・相談への対応

イ 2025 年（令和 7 年）度実績

106 世帯 162 名参加

③ 外国人住民生活ガイダンス事業

在住外国人が安心して生活できるよう、ふたば国際プラザにおいて、入国間もない外国人を対象とした生活ガイダンスを実施した。

ア 実施内容

- ・闇バイトについて（注意喚起）
- ・日本での車の運転
- ・日本の交通ルールと運転免許証の取得・切替
- ・日本の自然災害
- ・年金制度

イ 2025 年（令和 7 年）度実績

5 テーマ（計 6 回）、延べ 75 人

(3) 市内外国人関連団体との連携

生活関連情報や災害関連情報の提供について、外国人コミュニティや支援団体、日本語学校等を通じて情報提供を行った。

【参考】

① 在住外国人数（各年度末時点）＊国籍別上位３ヶ国を記載

2025 年（令和 7 年）度 63,919 人（中国 15,222 韓国又は朝鮮 13,993 ベトナム 9,566）

2024 年（令和 6 年）度 59,501 人（中国 14,415 韓国又は朝鮮 14,263 ベトナム 8,978）

2023 年（令和 5 年）度 54,522 人（韓国又は朝鮮 14,626 中国 13,795 ベトナム 8,398）

② 市内外国籍児童生徒在籍数（市立小・中学校、各年度 5 月 1 日時点）＊国籍別上位３ヶ国を記載

2025 年（令和 7 年）度 1,897 人（中国 894 ベトナム 253 韓国又は朝鮮 199）

2024 年（令和 6 年）度 1,707 人（中国 791 ベトナム 226 韓国又は朝鮮 208）

2023 年（令和 5 年）度 1,635 人（中国 763 韓国又は朝鮮 221 ベトナム 221）

【参考】 神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例

多文化共生は今や人類の平和と繁栄を実現するための共通の課題であり、故に国籍、人種、文化、宗教などの違いをもって不当な差別を助長し、扇動する行為を防止、解消することは人類共通の責務であるといえる。

多文化共生の果実はすでに私たち神戸市民の手元にある。すなわち 1868 年の開港以来、神戸は、諸外国から人々が来訪し、共に街を作り、仕事をし、神戸経済を発展させるとともに、独自の多文化共生の生活文化を生み出してきた。諸外国の人々との交流なくして今日の神戸の街は存在しなかったといっても過言ではない。

さらに近年、発展著しいアジアを中心とした海外からの観光客や留学生の増加は、日本経済の成長に寄与している。また多くの業種、業界で人手不足が深刻な問題になっている中、その解消策の一つとして海外からの人材の導入に大きな期待がかかっている。

このような現況を見れば、諸外国の人々が安心して我が国を訪れ、また生活することのできる社会を構築しなければ、本市はもとより日本の社会が立ち行かなくなることは明らかである。

本市が平成 28 年 3 月に策定した神戸 2020 ビジョンでも、誰もが包摂され、その個性と多様性を尊重し、誰もが持てる力を発揮でき、支え合うことのできる社会づくりを目指していくことを規定している。

本市が世界に開かれた都市として、外国人に対する不当な差別的言動をはじめとするあらゆる不当な差別を解消することはもとより、全ての市民がそれぞれの文化を尊重し合い、共に生きる社会を構築することは、市民経済の発展と市民福祉向上のために極めて重要であることから、その推進のためこの条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、表現の自由その他の自由及び権利を保障する日本国憲法を遵守しつつ、外国人に対する不当な差別を解消するとともに、それぞれの文化を尊重し合い共に生きる多文化共生社会を構築するため、その取組について、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「外国人」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 2 号に規定する外国人であって、適法に居住するものをいう。

（市民の責務）

第 3 条 市民は、外国人に対する不当な差別を解消し、及び全ての人の尊厳が尊重されるまちづくりを進めるよう努めるものとする。

（相談体制の整備）

第 4 条 市は、外国人に対する不当な差別に関する相談に的確に応ずるとともに、国又は関係機関との連携により、必要な相談体制の拡充に努めるものとする。

（教育の充実等）

第 5 条 市は、国又は関係機関との連携により、外国人に対する不当な差別を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第 6 条 市は、国又は関係機関との連携により、外国人に対する不当な差別の解消の必要性について、市

民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 市は、国籍や民族の違いを問わず、全ての人がお互いの違いを認め合う多文化共生社会を実現するという視点に立ち、多文化共生の基礎となる人権啓発を推進するよう努めるものとする。

(情報提供)

第7条 市は、外国人に対し我が国の社会生活に必要な情報を的確に提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第9条 市長は、毎年度、この条例に基づく市の施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。